

東京都臨床検査技師養成所指導要領

平成27年8月21日27福保医人第936号
改正 令和3年11月25日3福保医人第2144号

1 設置計画書に関する事項

臨床検査技師養成所（以下「養成所」という。）について、知事の指定を受けようとするとき又は学生の定員を増加しようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項を記載した養成所設置計画書（学生の定員を増加しようとする場合は定員変更計画書）を知事に提出すること。

- (1) 設置者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）
- (2) 養成所の名称
- (3) 位置
- (4) 設置予定年月日（定員の変更にあつては、変更予定年月日）
- (5) 入学予定定員（定員の変更にあつては、現在の定員及び変更予定定員）
- (6) 長の氏名及び履歴
- (7) 収支予算及び向う2年間の財政計画

2 一般的事項

- (1) 臨床検査技師学校養成所指定規則（以下「指定規則」という。）第4条第1項の指定の申請は、知事に提出すること。
- (2) 指定規則第5条第1項の変更の承認申請は、知事に提出すること。
- (3) 養成所の設置者は、国及び地方公共団体が設置者である場合のほか、営利を目的としない法人であることを原則とすること。
- (4) 会計帳簿、決算書類等収支状態を明らかにする書類が整備されていること。
- (5) 養成所の経理が他と明確に区分されていること。
- (6) 敷地、校舎は、養成所が所有するものが望ましく、かつ、その位置及び環境は教育上適切であること。

3 学生に関する事項

- (1) 学則に定められた学生の定員が守られていること。
- (2) 入学資格の審査及び選考が適正に行われていること。
- (3) 学生の出席状況が確実に把握されており、出席状況の不良な者については、進級又は卒業を認めないものとする。
- (4) 入学、進級、卒業、成績、出席状況等学生に関する記録が確実に保存されていること。
- (5) 健康診断の実施、疾病の予防措置等学生の保健衛生に必要な措置を講ずること。

4 教員に関する事項

- (1) 養成所の長は、保健医療、教育又は学術に関する業務に5年以上従事した者であり、臨床検査技師教育を十分に理解し、明確な教育方針をもった者であること。
- (2) 全日制課程に定時制課程を併せて設置する場合の定時制課程の専任教員については、3名を限度として全日制課程の専任教員の兼任をもってこれにあてることができること。

と。

- (3) 専任教員の1人1週間当たりの担当授業時間数は、過重にならないよう15時間を標準とすること。
- (4) 教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する者であること。
- (5) 臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨地実習の進捗管理等を行う者として、専任教員から1名以上配置すること。

5 授業に関する事項

- (1) 指定規則別表第一に定める各教育分野は、別表1に掲げる事項を修得させることを目的とした内容とすること。
- (2) 授業の方法は対面授業によるものとする。
- (3) 単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。

なお、時間数は実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。

- (4) 臨地実習については、実習時間の3分の2以上は医療機関において行うこと。
- (5) 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認すること。

また、指定規則別表第一の備考二に定める大学、高等専門学校、養成所等に在学していた者に係る単位の認定については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に該当するものと認められる場合には、当該養成所における履修に替えることができること。

- (6) 1の授業科目について同時に授業を行う学生の数は、40人以下であること。ただし、授業の方法、施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる場合は、この限りでないこと。
- (7) 臨地実習前の技能修得到達度評価（臨地実習に必要な技能・態度を備えていることを確認する実技試験等）に当たっては、別表3を参照すること。

6 臨地実習に関する事項

- (1) 臨地実習は、原則として昼間に行うこと。
- (2) 実習施設における実習人員は、当該施設の実情に応じた受入れ可能な数とし、1検査室につき5人程度を限度とすること。
- (3) 臨地実習に当たっては、指定規則別表第二に掲げる行為を必ず実施させ、かつ必ず見学させることに加え、別表4に掲げる行為を学生に実施及び見学させるのが望ましいこと。

7 施設設備に関する事項

- (1) 各学級の専用教室の広さは、学則に定める入学定員1人当たり1.65平方メートル以上であること。
- (2) 実習室の広さは、学則に定める入学定員の定員1人当たり3.31平方メートル以上とし、かつ、適正に実習を行うことができる設備機能を有すること。

- (3) 教室及び実習室の広さは、内法で測定されたものであること。
- (4) 微生物学実習等顕微鏡を使用する実習室は、他の実習室と区分して整備すること。
- (5) 教育上必要な機械器具、標本及び模型は、別表2を標準として整備すること。
- (6) 教育上必要な専門図書は1,000冊以上、学術雑誌は10種類以上を備えていること。

8 その他

- (1) 入学料、授業料及び実習費等は適当な額であり、学生または父兄から寄附金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。
- (2) 指定規則第6条第1項の報告は確実にかつ遅滞なく行うこと。
なお、報告に当たっては、看護師等養成所報告システムを利用して報告を行うこと。

9 広告及び学生の募集行為に関する事項

- (1) 広告については、設置計画書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、設置計画書（指定申請書提出後にあつては指定申請中）であることを明示すること。
- (2) 学生の募集行為については、指定申請書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中であることを明示すること。

学生の定員を増加させる場合の学生の募集行為（従来の学生の定員に係る部分の学生の募集行為を除く。）については、これに準じて行うこと。

附 則

- 1 この要領は、平成27年8月21日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この要領の施行の際、現に設置計画書等の提出などの手続を行っていたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第15条第1号の指定を受けている臨床検査技師養成所において臨床検査技師として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、改正後の東京都臨床検査技師養成所指導要領に係る5の（1）及び（7）、6の（3）、別表1、別表3並びに別表4の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

別表1 （臨床検査技師養成所指導ガイドラインのとおり）

別表2 （臨床検査技師養成所指導ガイドラインのとおり）

別表3 （臨床検査技師養成所指導ガイドラインのとおり）

別表4 （臨床検査技師養成所指導ガイドラインのとおり）